

## 【県民説明会】

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」への御意見について

- 佐久 平成 29 年 10 月 12 日（木） . . . 1～3
- 伊那 平成 29 年 10 月 13 日（金） . . . 4～7
- 松本 平成 29 年 10 月 16 日（月） . . . 8～10
- 長野 平成 29 年 10 月 18 日（水） . . . 11～13

### ※留意事項

「県の考え方」欄に記載した内容については、説明会当日の回答を基本としていますが、御意見をもとに、説明会後に改めて検討を加え、県の考え方として記載しています。

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【佐久会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 12 日（木）18：30～20：00  
 2 場 所 佐久合同庁舎講堂  
 3 参加者 約 80 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林資源が利用期に移行している。主伐後の再造林を税の対象にできないか。</p>	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p>
<p>間伐面積を0.1ヘクタール以上にするとあるが、森林所有者も活用できるのか。</p>	<p>第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の1.0ha以上から0.1ha以上に見直し、きめ細かな対応をしてまいります。</p> <p>また、森林所有者の皆様にも活用していただきたいと考えています。</p>
<p>間伐材を子どもの居場所の木質化に使用することは賛成。それ以外に、子どもに木のおもちゃをプレゼントする取組に活用することができないか。</p>	<p>子どもに木のおもちゃをプレゼントする取組については、市町村による森林づくり推進支援金を活用いただきたいと思いますと考えています。</p>
<p>基金残が生じたのは、税事業が使いにくいことが要因ではないか。集約化を実施しているが、現行の集約化事業は、翌年度に間伐事業を実施することが条件とされており、現実問題として活用することができない。</p>	<p>集約化事業実施後の翌年度に間伐を実施しなければならないという期限の条件を緩和してまいります。</p>
<p>松くい虫被害対策は、これまで森林づくり推進支援金で対策が講じられてきたが、樹種転換も対象として欲しい。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様への御理解を得られるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>ボランティア作業で間伐材の搬出をしたことがあったが、道に近いなどの条件のよい場所に限定されてしまい広がりがない。</p>	<p>間伐材の搬出については、第2期において制度設計が現場の作業に十分に適合していなかったことから、搬出が進まなかった反省を踏まえ、今後は、搬出を前提として間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行うための支援を新たに行うこととしています。</p> <p>また、搬出に必要な路網整備についても支援対象とするとともに、地域住民が里山資源を利活用するための遊歩道の整備も支援対象にしたいと考えています。</p>
<p>森林税以外の事業では、国の補助金が民間事業体に十分に行き渡っていない。基金残は森林税活用事業のハードルを高くしすぎたのが要因であり、民間で活用希望があれば、希望に応じた活用をすべき。</p>	<p>今後整備が必要な場所は、規模の小さな森林など条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体などの多様な担い手の参画を促していきたいと考えています。</p>
<p>森林整備の効果を訴えて、県民理解を深めて欲しい。</p>	<p>森林税を御負担いただく県民の皆様に対して、使途や取組の結果等をお知らせすることは必要不可欠と考えています。</p> <p>御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。</p> <p>また、県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動に取り組んでまいります。</p> <p>加えて、森林に対する県民の皆様の要請は多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げ、森林税の効果がより県民の皆様にも実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。</p>
<p>高原野菜の栽培が地域の主力産業。カラマツの落ち葉や日照時間が不足する問題に悩まされている。優良農地周辺のカラマツ林は伐採して欲しい。</p>	<p>農業生産者側からそうした御要望があることは認識しています。一方で防風等の森林の効果もあるため、税の議論とは別に、市町村も含めて、森林の配置をどのように考えていくのか、整備をどのように進めていくのか等、地域の合意形成を図りながら検討を進めていくことが重要と考えています。</p>
<p>森林づくり推進支援金は、地域にとって貴重な事業であり充実を望む。また、森林税を活用した事業では、努力義務でも看板を設置するなど、現場でもPRした方がよいのではないかと。</p>	<p>森林づくり推進支援金は、財政調整を図るための制度として事業規模を縮減することとしていますが、新たに補助事業化した市町村向けの施策もあり、こうした施策と組み合わせることで地域の課題に応えていきたいと考えています。</p> <p>また、森林税の実施箇所での看板の設置を事業者にも要請するなど、森林税の効果の「見える化」に取り組んでまいります。</p>
<p>森林セラピーはどのような事業を実施するのか。観光面で森林の利用に関心を持っており、長野県らしい森林税の活用事業を実施して欲しい。</p>	<p>県内の森林セラピー基地のより一層の質の向上を図るため、ソフト・ハード両面での整備を支援してまいりたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林県から林業県へと転換すると言っているが、林業が置かれている状況は深刻。一般財源を活用した取組に関する説明を聞きたい。森林税への期待が大きいことは理解できるが、1年は基金残高を活用してつないで、その間に慎重に考えるべき。</p>	<p>成熟しつつある森林資源をいかに使うかが、これからの重要な課題です。そのためには、より付加価値を高め、販路を開拓することが重要です。</p> <p>このため、①地産地消の視点で地域の材を地域で使う、②これまで外材が主流だった分野に進出する、③更には海外への販売にも目を向ける、といった出口対策にしっかりと取り組み、地域の資源が循環して森林づくりに還元されるような仕組みを構築してまいりたいと考えています。</p> <p>森林税は、標準税率を上回って県民の皆様に御負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>一定期間課税を休止する方法としては、基金残高等を活用して事業を行いながら超過課税については1年間休止するという方法が考えられますが、この場合、第2期事業と同じ事業を実施することになるため、少なくとも県民の皆様の期待が大きい教育、観光等の新しい取組内容については実施できず、対応は先送りすることとなります。</p> <p>また、里山整備利用地域における地域住民等による主体的な里山の整備・利活用などについては、できるだけ早く事業の仕組み等を県民の皆様にお示しして、取組を進めることが重要ですが、1年間の単なる休止では、将来のビジョンも示すことができず、こうした新しい事業に着手することができません。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成30年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p>
<p>松くい虫による被害木の倒木が原因で何らかの被害が発生した場合、責任はどこにあるのか。</p>	<p>一義的には管理者(森林所有者又は森林所有者から委託を受けた者等)の責任となると考えられます。</p>
<p>松くい虫の被害が急速に広がり、森林所有者だけでは管理しきれなくなっている。広域に及ぶ被害であり、所有者の責任にされることに困惑する。</p>	<p>所有者負担の問題から整備が進まないケースがあることも認識しています。税以外の防災事業(治山事業)等でライフライン周辺などの倒木による被害が懸念される重要な箇所については、できる限りの対応はしてまいりたいと考えています。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【伊那会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 13 日（金）18：30～20：00
- 2 場 所 伊那合同庁舎講堂
- 3 参加者 約 60 名
- 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>県民から集めた税金が使いきれていないのが問題。補助金不適正受給の問題では、職員の対応にも問題があったことが明らかになっており、まずは基金を使い切ってから徴収すればいい。好きで税金を納めている訳ではない。十分反省して次に進んで欲しい。</p>	<p>反省点は多々あり、重く受け止めています。</p> <p>職員に関しては、懲戒処分や損害賠償請求など、これまでになかった厳しさに向き合ってきたところですが、こうしたことが二度と起きないように、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、森林税は、標準税率を上回って県民の皆様にご負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>一定期間課税を休止する方法としては、基金残高等を活用して事業を行いながら超過課税については1年間休止するという方法が考えられますが、この場合、第2期事業と同じ事業を実施することになるため、少なくとも県民の皆様の期待が大きい教育、観光等の新しい取組内容については実施できず、対応は先送りすることとなります。</p> <p>また、里山整備利用地域における地域住民等による主体的な里山の整備・利活用などについては、できるだけ早く事業の仕組み等を県民の皆様にお示しして、取組を進めることが重要ですが、1年間の単なる休止では、将来のビジョンも示すことができず、こうした新しい事業に着手することができません。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成 30 年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額 500 円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>搬出間伐は特定な機械がないとできない。切捨て間伐を実施してから搬出間伐を進めればいい。更に作業をする人の確保が十分でない中で、山を全て整備することができるのか。</p>	<p>搬出間伐については、間伐材を可能な限り有効活用するという事を考えているもので、切捨て間伐と搬出間伐のどちらかに絞って進めている訳ではありませんので御理解ください。</p> <p>また、担い手については、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、多様な担い手の参画が期待できるものと考えています。</p>
<p>なぜ10広域で開催しなかったのか、まずは苦言を呈しておきたい。搬出間伐を進めるということだが、需要と供給のバランスが崩れ、木材価格が下がっている状況では、搬出だけを進めても意味がない。需要拡大にしっかり取り組むべき。</p>	<p>木材需要の拡大については、県全体の産業政策として、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>林業は賃金が安く従事者が定着しない。零細な事業者が多く、社会保険料が大きな負担になっている。県が全額負担するくらいの施策を講じて欲しい。</p>	<p>40歳代の従事者が辞めてしまうケースもあると聞いており、御意見の趣旨を受け止め、労働環境の実態の把握に努めてまいります。</p>
<p>森林整備は通常で7/10、森林税で9/10で事業を実施しているが、所有者負担が生じた時点で理解を得ることが難しい。100%補助も検討すべきではないか。</p>	<p>補助率については、様々な意見があることも承知していますが、所有者負担も求めるべきとの考え方は、森林税を導入する際に様々な議論があつて決定されたものでありますので、従来の方針を維持したいと考えています。</p>
<p>森林整備事業には前払いや中間段階での支払いがなく、補助金の支払いまで申請から6~8ヶ月程度かかる。事業者の資金繰りが非常に厳しい。</p>	<p>中間段階で支払いをすることもできますが、その手続きの方が煩雑になってしまうという実態もありますので、事業者の賃金の支払いの問題とのバランスに考慮して問題意識を持って慎重に検討させていただきたいと考えています。当面は、申請の2ヶ月後までに補助金の交付ができるよう努力をしているところです。</p>
<p>森林税の継続には大賛成。森林の恩恵は下流域にも及ぶため、下流域から負担してもらってもいいのではないか。</p>	<p>国が検討を進めている森林環境税(仮称)では、都市部で享受している森林の恩恵を山側に配分しようとするのが背景にあると聞いています。</p> <p>国の動向も注視しながら、森林を持つ自治体にきちんと配分がされるよう、必要な取組を行ってまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>使い残しは使途の見通しの甘さだと思う。私たちの地域では、230ha の森林を集約化し、国庫補助を活用するなどして森林整備を行ってきた。現在、問題になっているのは松くい虫被害対策であり、樹種転換については、お金がなくて事業が実施できない状況である。</p>	<p>区全体の森林の整備を行ってきた取組は、これから県が目指すべき方向と一致すると考えますが、こうした取組は県全体にまでは広がっていないのが実情です。</p> <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p>
<p>松くい虫の被害については、個人の庭の松の処理を頼まれることも多い。所有者負担も大きいので、森林税の対象となるようにしてほしい。特に庭の松は木に登って上部から伐採する特殊なもの。経費もかかるが、年数を経過すれば木に登ることさえもできなくなる。</p>	<p>個人宅の被害木については、被害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は、森林づくり推進支援金の対象となると考えています。</p>
<p>山を歩くと森林税を活用してきれいになったと実感することもある。しかし、部分的に手入れがされない山があり、様子を聞くと所有者が不明で承諾を得られないということのようで、こうした問題への解決策も検討してほしい。</p>	<p>所有権が法律で保護されていることから、現状では困難な問題ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も含めて研究していく必要があると考えています。</p>
<p>何年か前に鳥獣被害の緩衝帯の整備を実施したことがある。その後の維持管理を地域で行っているが、広葉樹の成長が早くて地域の整備が追いつかない。森林税では、このような毎年の整備が対象になるのか。</p>	<p>地域住民が自発的に里山保全を図る「里山整備利用地域」制度を活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な里山の森林資源の利活用を進めることで、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な県独自の森林管理の仕組みを構築してまいります。</p>
<p>過去に国の支援を受けて区の山の整備を行ってきたが、経営計画の対象森林が支援対象から除かれてしまったために、現在は自力で取り組んでいる状況。こうした活動も森林税で支援してほしい。</p>	<p>こうした地域での取組は多岐に及ぶことが想定されるため、支援対象については、間伐を中心とした森林整備を中心としつつ、それと一体的に行う広葉樹や竹林の整備、森林内の除伐等の空間整備など、地域の特徴を活かした多様な施業が展開できるよう対応してまいります。</p>
<p>人材育成の重要性が軽視されている気がする。5年だけでは人材育成はできない。</p>	<p>森林税が5年を1期とする期間であるため、5年以上の取組はお約束できませんが、御指摘の点も踏まえ、森林の整備や多面的な利活用を促進するため、地域リーダーや多くの関係者をコーディネートする人材、森林を利用したツアーガイドの育成など、多様な人材の育成を図ってまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>里山を中心に伐採作業をやっているが、規模が小さく森林税が活用できなかった。今後、小規模の森林が対象となる方向ということで期待したい。</p> <p>また、これまでに整備を行った場所は、山のためというよりは、倒木で迷惑を掛けられないという事情によるものがほとんど。里山の林縁部は民家や道路、電線等に接し、伐採にも特殊な技術が必要なため経費も割高になる。こうした特殊要因も標準単価に反映させて欲しい。</p>	<p>第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の 1.0ha 以上から 0.1ha 以上に見直し、きめ細かな対応をしてまいります。</p> <p>また、林縁部の民家や道路、電線等に接し、伐採経費が割高になる場所については、実態に合わせた適正な単価を設定するよう努めてまいります。</p>



長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【松本会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 16 日（月） 18：30～20：25  
 2 場 所 松本合同庁舎講堂  
 3 参加者 約 80 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>困っているのは松くい虫被害。枯れた松が道路に倒れる危険も大きく、住民生活に影響が出てきている。市だけでは対応は困難。森林税を活用して早期に対応して欲しい。</p> <p>四賀地区の松枯れがひどい。森林税では所有者負担を 10%としているが、それが足かせになっており、所有者負担をゼロにして欲しい。</p> <p>森林税は自然環境の保全に有益であり評価している。しかし、農薬の空中散布は松くい虫による被害を抑制しきれない。人体への影響は少ないかもしれないが、昆虫は死んでしまう。空中散布には補助金を出さないで欲しい。</p>	<p>松本地域の松くい虫被害はここ数年で急速に拡大しており、県としても危機感を持っています。</p> <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p> <p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な対応に取り組んでまいります。</p>
<p>市町村に配分する事業については、市町村それぞれに事情があるため活用方法は市町村に任せて欲しい。</p>	<p>市町村に配分する森林づくり推進支援金については、地域における市町村の役割の大きさを認識した上での制度としているところであり、市町村が柔軟に活用できる仕組みとする一方で、目的、用途等を市町村に説明していただくこととしているものです。</p> <p>また、河畔林や学校林の整備など、特定の目的を持った補助事業の新設を想定しているものもあり、幅広い課題に対応できる仕組みとしたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>全体を通して種の多様性の視点が盛り込まれていない。農薬の空中散布では生物多様性への影響が生じることは避けられない。所有者負担が求められない状況では全てをきれいにするのは無理で、対応できる人がいるのかも問題。マツノザイセンチュウの媒介をしないカミキリムシの生態研究や被害への抵抗性のある松など、被害対策としての研究開発に森林税を出して欲しい。</p>	<p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な対応に取り組んでまいります。</p> <p>担い手については、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、多様な担い手の参画が期待できるものと考えています。</p>
<p>被害木を売っても採算が合わず、所有者の負担も求められない。被害木は財産的な価値はゼロというくらいの前提で制度設計を行って欲しい。</p> <p>松枯れの問題は、進行の防止と枯損木への対応がある。地元の団体で倒れた木5本と枯れた木5本の処理を業者に依頼したところ 100 万円かかった。所有者の負担が生じないよう補助を考えて欲しい。また、枯れた木が倒れた後、災害の危険がないのか、山の保全をどうするのか住民が心配している。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせることが重要と考えています。</p>
<p>子どもの遊び場として森は大切な場所。森林税を活用して整備ができるのであれば、専門家のアドバイスを聞きながら一緒にやりたい。枯れた松の枝が落ちてくる危険があり子どもの遊び場にも気を使う。長峰山への登山に行くこともあるが、子どもが安全に森を利用できるよう、枯れた松の処理をお願いしたい。</p> <p>森の中で学び育った子どもは、地域の里山を愛し、県の未来と森林を支える大人に成長する。県の未来のためにも子どもの学びの場である森の整備をお願いしたい。</p>	<p>本県の未来を担う子ども達が幼児期から豊かな自然に親しむことで、自然や地域に対する愛着を持った人材に育つよう、信州やまほいく(信州型自然保育)を推進しています。</p> <p>信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。</p>
<p>松くい虫で四賀地域の4割の松が枯れてしまった。国県道の沿線での被害木の処理が進んでいない。山全体が枯れてしまった場所もある。被害木を活用するとすればチップ化して燃料用にするくらいだが、利活用をするにも採算面が厳しいので、県で大型チップパーを購入し、貸出の仕組みをつくれればいいのではないかと。</p>	<p>チップパーについては、過去に県で保有して貸出していたこともあります。既に民間でチップパーの導入が進んでおり、これを活用することが有効と考えています。使用料についても補助対象になると考えているところです。</p> <p>また、御指摘のとおり国道、県道の松くい虫の対応に苦慮していることはお聞きしています。地域の御要望に添えるよう、緊急性の高い場所の整備に努めてまいります。</p>
<p>森林税では、木材生産だけでなく広い意味での生活環境としての森林や緑の維持を考えて欲しい。特に天然記念物の管理は所有者任せになっているのが現実。こうした天然記念物に指定された木の健康診断や樹勢の回復などにも活用して欲しい。</p>	<p>多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する事業において、巨樹・古木などの天然記念物の保護活動についても、支援してまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>事業要件の緩和はありがたいこと。その一方で、里山整備を実施する際に所有者と協定を結ぶことになるが、長期間となっているため、所有者が躊躇するケースも多い。期間が妥当かどうか合理化を考えて欲しい。</p>	<p>協定の期間については、他事業の状況やこれまでの取組を検証し、適切なあり方について見直しをしてみたい。</p>
<p>やまほいくでは松くい虫による被害の更新跡地で安全に豊かな活動をさせてもらっている。今回示された4つの方向性はどれも大事だと思う。全てを対象にした場合 650 円が必要であるなら、500 円とどちらかを選択できる仕組みとしてはどうか。森の中での経験は、考えるだけでなく行動する人を育成する。森林税を活用して、森林を大事に守ってほしい。</p>	<p>税率に関しては、異なる税率を適用するのは現実的には難しいと思いますが、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。</p> <p>また、定められた税率以上に御負担いただける場合は、「ふるさと信州寄附金」制度の活用が考えられますが、これまでもこの制度を活用いただいた事例もありますので、引き続き、森林税の趣旨に沿って御寄付いただいた寄附金については、関連する事業に活用させていただきたいと考えています。</p>
<p>地域の活性化という視点では、例えば自然を活用したアクティビティやアスレチックなどに森林を活用することも考えられる。10代、20代の若い世代は全く違う見方をするため、森林の利活用に関して、もっと若い人の力を借りてアイデアを集めてはどうか。</p>	<p>県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動や、若い世代のアイデアの活用にも取り組んでまいります。</p>
<p>県として、森林税とは別に、本来やらなければならない施策があるはずで、森林税を活用した施策はもっと絞るべきではないか。あまりに総花的のような気がする。</p>	<p>対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)としてお示ししています。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【長野会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 18 日（水） 18：30～20：05  
 2 場 所 長野合同庁舎 501～503 号会議室  
 3 参加者 約 60 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林税が始まった 10 年前は、京都議定書で温室効果ガス 6%削減を目指した頃だった。この 10 年間で長野県の森林は、どれくらいの二酸化炭素を吸収したのか。</p> <p>また、長野県は森林県から林業県へと飛躍をしようとしているところであるが、主伐が始まろうとしている中で大事なことは、誰が植えて育てるかということ。松くい虫に抵抗性のあるマツ、花粉の少ないスギ、ヒノキなどの苗木を育てることも大事なこと。</p>	<p>間伐による二酸化炭素の森林吸収効果については、おおよそ 4t-CO<sub>2</sub>/ha であるため、単純計算では 10 年間で約 80 万 t-CO<sub>2</sub> が吸収されたこととなります。</p> <p>また、松くい虫対策、花粉症の問題ともに深刻な問題として受け止めています。苗木の育成対策については、森林税ではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。</p>
<p>昭和 39 年の木材輸入自由化以降、林業の産業保護政策は行われてこなかった。結果として、主伐を行ったとしても所有者がこれまで育てた苦勞に見合うだけの回収ができない。このため伐採の後に放置される可能性が高い。他県では再造林に 9 割の補助を出している県もあるため、長野県でも森林税を活用して林業県への加速、資源の循環利用に取り組んで欲しい。</p>	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p>
<p>森林整備の問題点は、地域に住んでいない人から同意がもらえないということ。所有者が誰か分からない森林もあり、信州新町では約 1/3 で必要な整備ができない状況。県条例で所有者の承諾がなくても手入れができるようにするなど、根本的な部分で問題を解決して欲しい。</p>	<p>不在村所有者や所有者不明の森林の同意取得の問題については、所有権が法律で保護されていることから、条例での対応は困難ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も含めて研究していく必要があると考えています。</p>
<p>大北問題の県の指導・監督責任は大きい。二度とこのような事態が生じないようコンプライアンスの確立に取り組むべき。</p> <p>森林税については、基本的には賛成だが、より地域の期待に対応できるようにするため、市町村を通じて間伐や景観整備などに取り組んだ方が良い。森林組合を太らせるのではなく、所有者のためになるような政策を望む。</p>	<p>大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対処を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>自然保育を実施しているが、森林税を活用した取組については、基本的にありがたいことであり、是非進めて欲しい。</p> <p>一方、個々の取組も大事だが、いつもと違った環境の中での学びや、自然保育に取り組みたいとするきっかけ作りのための共同で利用できる体験センターのような拠点施設の設置やプログラムの開発を行ってほしい。</p> <p>今回の森林税では自然保育のフィールドに関し、森林所有者がわかれば整備をしてもらえるような観点があればありがたい。また、この活用事業の実施主体など、具体的にはどのような方法を想定しているか。</p>	<p>信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。</p> <p>また、自然保育のプログラム開発、人材育成については、教育委員会とも連携し、これまで行ってきた研修を更に発展させ充実を図ってまいります。</p> <p>御提案いただいた内容も参考にさせていただき、自然保育の普及推進のための事業に今後も取り組んでまいります。</p>
<p>整備の必要な里山が 68,000ha 存在するということが分かったが、今期と同様に、仮に年間 3000ha の間伐を実施するとした場合、20 年以上かかる見通しということか。また、多額の基金残の問題は大きな問題だと思う。間伐の実績と執行額とを比較すると、例えば H27 年度では執行額が大きすぎるのではないか。</p> <p>山からの収入が見込めない状況にあっては、所有者負担が足かせになってしまう。緩和政策をお願いしたい。</p>	<p>間伐面積については、森林の置かれている状況や労働力などの実効性を考慮して進めていくことが必要です。整備が進みにくいという里山の問題は、こうした取組を通じて地道に解決をしていくしかないと考えています。</p> <p>執行額と間伐面積との関係については、森林税が間伐以外にも様々な活動を支援していることもあり、単純に間伐面積に比例するものではないので御理解ください。</p> <p>所有者負担については、様々な意見があることも承知していますが、森林税を導入する際に様々な議論があつて決定されたものでありますので、従来の方針を維持したいと考えています。</p>
<p>森林の公益的機能に着目すれば、里山も奥山も同様の効果を発揮するものであり、一体的な整備ができるよう求めたい。また、森林づくり推進支援金から嵩上げ補助を外すこと理由は何か。</p>	<p>森林税は、これまでの財源では十分に対応できなかった里山の個人有林を対象とすることで、県民の皆様へ超過課税をお願いしているものです。奥山については、公的に管理する森林や林業振興に取り組む森林として、集約化や公的な管理を含め、通常の実業を活用して整備を推進していきたいと考えています。</p> <p>森林づくり推進支援金による嵩上げ補助についても、同様に、通常の実業として可能な事業への嵩上げは対象から除いたことによります。</p>
<p>つる草が山全体を覆い、植栽木を枯死させてしまうケースもある。つる草の除去など、ボランティアを募って実施することに森林税を活用したい。</p>	<p>ボランティアによる協働作業については、多様な者が参画できるよう柔軟な制度設計にしていきたいと考えています。</p>
<p>大北森林組合による不適正な補助金の返還額は、単純に平均すると年間 3 千万円にも及ぶ。結局これを県の補助金で賄うことになるのではないか。</p>	<p>大北森林組合の補助金返還に関しては、地域の特徴である広葉樹の活用を軸に想定しているものであり、県の補助金が返還金に充当される訳ではないので御理解をお願いします。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>大北森林組合の問題がここまで大きくなってしまった背景は、不正への指摘を権力が押さえ付けてきたことにある。内部告発が組織を健全にするという点をよく考えて欲しい。</p>	<p>大北森林組合では、組合自身も自ら変わるということをめざし、外部の視点を導入してチェック体制を整えるとともに、ホームページで経営の全てを公開するなど体質改善に取り組むこととしています。県も森林組合も組織の健全化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えています。</p>